

最低賃金の減額の特例許可申請について

～「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」(最賃法第7条第1号)～

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」の最低賃金の減額の特例許可申請には、次のことに御注意ください。

1 労働者の方の障害は、従事しようとする業務の遂行に、直接、著しい支障を与えていますか？

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が従事しようとする業務の遂行(1)に直接支障を与えていることが明白である必要があります。

また、業務の遂行に直接支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合(2)でなければ、許可の対象とはなりません。

- 1 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。
- 2 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者(2頁3(2)参照)の労働能率の程度にも達しない場合をいいます。

2 減額率は労働能率の程度に応じ、職務内容等を勘案したものになっていますか？

減額率は、比較対象労働者(参考様式5頁)に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めることとなります。

3 その他申請に当たり、注意していただきたいこと

(1) 申請に必要な書類(2部提出をお願いします。)

- ・ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書(様式第1号)(3頁、4頁)
- ・ 障害者手帳等、精神又身体の障害の程度が客観的にわかる資料の写し

(御本人、御家族等の了解を得た上で、提出してください。また、障害者手帳等がない場合であっても、障害が原因となって業務の遂行に直接著しい支障を与えることが明白と思われるときは、所轄の労働基準監督署に御相談ください。)

(注：精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書(様式第1号)に書き切れない場合は、参考様式(任意様式。5・6頁参照)に記載したものを添付しても差し支えありません。)

申請様式等は、厚生労働省HPからダウンロードが可能です。

減額特例 様式

検索

(2) 比較対象労働者の選定

比較対象労働者（減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者）は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、最低位の能力を有する方を選定してください。

地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の双方について減額の特例許可を申請する場合は、比較対象労働者は、双方の適用を受ける労働者の中から選定してください。

(3) 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

(減額できる率の上限となる数値の算出例)

比較対象労働者の労働能率を 100 分の 100 とした場合、減額対象労働者の労働能率が 100 分の 70 であるときは、減額できる率の上限は、30.00%となります。(100.00-70.00=30.00)

小数点以下が生じた場合は、小数点第 3 位以下を切り捨ててください。

(4) 減額率の設定

上記の減額できる率の上限となる数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

なお、総合的に勘案した結果であっても、減額できる率の上限となる数値を上回った減額率を定めることはできません。上記(減額できる率の上限となる数値の算出例)でいえば、30.0%を上回る数値、たとえば 35.0%を減額率とすることはできません。

小数点以下が生じた場合は、小数点第 2 位以下を切り捨ててください。

(5) 支払おうとする賃金の額の設定

減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください(金額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください)。

支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外手当、休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第 4 条第 3 項に規定する賃金は除かれることに御注意ください。

減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

(東京都最低賃金(1,013 円)の場合の例)

減額できる率の上限は 30.0%でしたが、職務の成果等を勘案して、減額率を 20.0%と定めることにしました。この場合、

減額する額は、202 円、支払おうとする賃金の額は、1,013 円 - 202 円 = 811 円

となりますので、この額(811 円)を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

1,013 円 $\times$ 0.2 = 202.60 円ですが、1 円未満の端数の四捨五入や切上げによって 203 円として減額をしてしまうと、減額率は 20.0%を超えてしまいますので、1 円未満の端数を切捨てにする必要があります。

「事業の種類」

日本産業分類の小分類（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/sangyo/index.htm）により記入してください。

「事業場の名称」

法人又は個人事業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

事業場の所在地

都道府県から記入してください。

「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入して下さい。

「精神又は身体障害の態様」

「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等の公的機関が発行した資料に基づいて精神又は身体障害の態様及び程度を記入してください。それらの資料がない場合には、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

③ 「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください。（欄が足りない場合には、別紙（任意様式。参考例5頁参照）に記入して添付して下さい。）

「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

様式第1号(第4条関係) 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書									
① 事業の種類		② 事業場の名称				③ 事業場の所在地			
その他の各種商品小売業		株式会社スーパー霞ヶ関				東京都千代田区霞が関〇-〇-〇			
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日		件名	⑨ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	東京都最低賃金		
	江東 一郎	男	昭和63年10月1日						
精神又は身体障害の態様	身体障害2級、下肢の障害				最低賃金額	1,013円			
従事させようとする業務の種類	販売商品の検品、点検、補充、梱印し等の業務				⑩ 金額	811円以上			
労働の態様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩時間正午から1時間 作業の詳細は、別紙（ ）のとおり。				⑪ 減額率	20.0%			
減額の特例許可を必要とする理由等	身体障害により同種労働に従事している労働者の労働能力に比して著しく労働能力が低いため。				⑫ 理由	同種労働に従事している労働者の労働能率等と比較し、職務の成果を勘案して別紙（ ）のとおり減額率及び金額を定めた。			
令和 2 年 4 月 1 日									
東京労働局長 ⑮ 殿		使用者 ⑭ 氏名		職		代表取締役社長 千代田 太郎			

「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

「使用者」

法人又は個人事業を代表し、申請する権限を有する方が申請してください。また、記名又は署名をしてください。

この申請書に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合等は法違反に問われる場合があります。

「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入してください。

地域別最低賃金と特定最低賃金の双方の適用があれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

「金額」

2頁の3（5）を参考にし、支払おうとする賃金を記入してください。

精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないください。

「減額率」

2頁の3（4）を参考にし、減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切り捨てにしてください。

「理由」

法令、許可基準に基づき、当該減額率を定めた理由を記入してください（欄が足りない場合には、別紙（任意様式。参考例6頁参照）に記入して添付してください。）

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
事業の種類	事業場の名称			事業場の所在地		
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	
精神又は身体障害の態様				最低賃金額		円
従事させようとする業務の種類					金額	円以上
労働の態様				支払おうとする賃金	減額率	%
減額の特例許可を必要とする理由等					理由	
令和 年 月 日						
職 使用者 氏 名 都道府県労働局長 殿						

注意

- 1 「精神又は身体障害の態様」欄には、精神又は身体障害の程度を記入すること。
- 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。)
- 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

減 額 率 算 定 表

別紙

(精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者)

減額対象 労働者	氏名	
	作業内容(具体的に記入)	

1 労働能率の比較

比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有する方を「比較対象労働者」として選んでください。

比較対象 労働者	氏名		支払金額	円
	従事業務の種類及び経験年数 作業内容(具体的に記入)			

対象労働者の作業実績

作業月日	比較した作業	比較対象労働者		減額対象労働者		備考
		作業 時間	作業 数量	作業 時間	作業 数量	
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
合 計						
1時間当たりの平均作業量		/ 時間		/ 時間		
比較対象労働者に対する 労働能率の割合(%)		100%		%		

最低賃金法施行規則第5条の表による 減額率(減額率の上限)(-)	%
---------------------------------------	---

2 職務の内容、職務の成果等について（最低賃金法施行規則第5条柱書）

職務の内容（職務の困難度、責任の度合い）

職務の成果（一定時間当たりの労働によって得られる結果）

労働能力（指示の必要性、複雑業務の遂行の可否）

経験等（これまでの経験。今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか）

3 減額率

職務の内容、職務の成果、労働能力、 経験等を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率	
---	--

%

2頁(3)の労働能率の比較で算出した減額率の上限よりも高い減額率とすることはできません。